

基本協定書

喬木村（以下「甲」という。）と東海旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）とは、乙の中央新幹線建設に必要なガイドウェイ製作・保管ヤード（以下「ヤード」という。）の工事の施行その他について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、工事並びに工事に必要となる用地処理に必要な事項を定め相互に協力し取り組むことを目的とする。

（工事の位置）

第2条 工事の位置は別紙1のとおりとする。

（工事の工程）

第3条 工事の工程は別紙2を基本とする。工事の工程を変更する場合は、別途甲乙協議するものとする。

（工事の施行）

第4条 工事は、甲が施行するものとし、施行項目は以下のとおりとする。

- ・造成盛土
- ・附帯設備設置（調整池、排水側溝等）
- ・水路新設
- ・既設水路改良

2 既設水路改良の施行の詳細は、工事の施行までに、乙が水路管理者である堰下地区管理組合と協議するものとする。

3 甲は、乙の設計成果物を用いて工事を施行するものとする。なお、設計成果物の受け渡し方法については、別途調整するものとする。

（工事の費用負担）

第5条 第4条第1項に定める工事に要する費用は、乙が全額負担するものとする。

（財産の帰属及び維持管理）

第6条 工事に伴う造成盛土及び調整池、排水側溝等の附帯設備、新設水路は、ヤード使用期間中は乙に帰属するものとし、乙が維持管理を実施するものとする。

2 ヤード使用期間中における、水路の改良に伴う施設の帰属及び維持管理は、乙が堰下管理組合と協議するものとする。

（財産の引き渡し）

第7条 ヤード使用期間終了をもって、乙は造成盛土及び調整池、排水側溝等の附帯設備、新設水路を甲に引き渡すものとし、その後は甲が維持管理を実施するものとする。なお、引き渡し方法の詳細は、甲乙協議し決するものとする。

2 ヤード使用期間終了後の水路の改良に伴う施設の取り扱いは、甲が堰下管理組合と協議するものとする。

(用地の処理)

- 第8条 乙は工事の施行、ヤードの使用に必要となる用地（別紙3に赤色で示す部分）を、工事に支障がないように土地所有者より借地するものとする。
- 2 水路新設に伴い必要となる、甲の道路用地の占用については、別途、甲乙協議するものとする。
 - 3 甲は、ヤード使用期間終了までに、ヤードの用地を土地所有者より取得するものとする。
 - 4 乙のヤード使用期間中に甲が土地所有者より用地を取得した場合、甲は、当該土地所有者から権利及び義務を継承するものとする。
 - 5 乙は、ヤード使用期間終了と同時に借地契約を解除するものとする。

(ヤード使用期間の延長)

- 第9条 乙は、2027年度以降もヤードとして使用する場合、土地所有者より借地し使用するものとし、期間等の詳細は別途甲、乙、土地所有者にて協議するものとする。

(施行協定)

- 第10条 第3条に定める工事の工程、第4条に定める工事の施行、第5条に定める費用負担及びその支払いの詳細事項については、本協定に基づき、協定を別途締結するものとする。

(行政上の手続き等)

- 第11条 工事の施行に伴う農地転用に係る手続きほか各種行政手続き及び第三者との協議については、乙が実施するものとし、甲は乙に協力するものとする。

(損害の負担)

- 第12条 工事の施行に伴い生じた損害の負担については、甲の責めに帰する場合は甲が、乙の責めに帰する場合は乙が処理するものとする。

(苦情等の処理)

- 第13条 工事の施行及びヤード使用に伴う第三者からの苦情等については、甲乙協力し速やかに処理するものとする。

(公開)

- 第14条 甲及び乙は、本協定及びその他の協定の目的を達成するために、本協定に係る資料等を第三者へ公開する必要がある場合は、甲乙協力しあらかじめその対応を協議するものとする。

(協定の有効期間)

- 第15条 本協定は、第7条に定める造成盛土及び調整池、排水側溝等の附帯設備、新設水路の引き渡しを完了する日まで効力を有するものとする。
- 2 前項にかかわらず、本項及び第14条、第16条は本協定の終了後も有効とする。

(その他)

- 第16条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議して処理するものとする。

以上、協定の締結を証するため、この協定を2通作成し、甲、乙おのおの記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成30年3月29日

甲 長野県下伊那郡喬木村6664
喬木村
村長 市瀬直史

乙 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号
東海旅客鉄道株式会社
中央新幹線推進本部
中央新幹線建設部
名古屋建設部長 松野篤二